

議会運営委員会  
協議事項  
全員協議会

令和3.2.12(金)

午前 10 時

午後 1 時 30 分

1 第1回市議会定例会において早期議決を要する事項について

2 第1回市議会定例会の運営について

(1) 諸般の報告事項

監報第1・2号…2件 定期監査等、例月出納検査結果報告  
報 第 1 号…1件 専決処分の報告(法第180条関係)

(2) 議決事件について

市長提出事件

◎令和2年度関係

自 第 1 号 議 案	} 28 件	} 予 算 15 件
至 第 26 号 議 案		
第 46 号 議 案		
第 63 号 議 案		
		条 例 4 件
		その他 9 件

◎令和3年度関係

自 第 27 号 議 案	} 35 件	} 予 算 17 件
至 第 62 号 議 案		
(第 46 号 議 案 を 除 く)		
		条 例 17 件
		その他 1 件

(3) 討論について

通告書の提出期限	令和2年度関係	2月24日(水)正午
	令和3年度関係	3月17日(水)正午

(4) 市政に対する質問について(12月11日の議運で内定)

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	5人
市民クラブ	1人	—
公明党	—	1人
日本共産党浜松市議団	1人	—
市民サポート浜松	—	1人
	3人	7人

## イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
3月10日(水)	3人	—
3月11日(木)	—	4人
3月12日(金)	—	3人
	3人	7人

ウ 質問通告期限 …… 3月2日(火) 正午

## エ 発言順序

	代表質問	一般質問
1日	1 自由民主党浜松 2 市民クラブ 3 日本共産党浜松市議団	
2日		1 公明党 2 自由民主党浜松 3 自由民主党浜松 4 市民サポート浜松
3日		5 自由民主党浜松 6 自由民主党浜松 7 自由民主党浜松

### (5) 会期について

自 2月19日(金)  
至 3月24日(水) } の34日間

### (6) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

3 追加予定議案等について

4 意見書の提出について

5 議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の議会日程について(議運のみ)

浜 財 財 第 88 号  
令和 3 年 2 月 12 日

浜松市議会議長 鈴木 育男 様

浜松市長 鈴木 康友

令和 3 年第 1 回市議会定例会における早期審議・議決依頼について

令和 3 年第 1 回市議会定例会に提出する案件のうち下記の案件について、早期の審議及び議決を賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 早期審議・議決依頼案件

令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 9 号）

2 早期審議・議決依頼の理由

政府による緊急事態宣言の解除を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への経済支援及び需要喚起を早期に図るため、市民の店舗利用や市内旅行の促進等に要する経費の追加について早期の審議・議決を依頼するもの。

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 2 月 1 9 日 (金) 午前 1 0 時開議

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 第 1   | 会議録署名議員指名  |  |
| 第 2   | 会期の決定について  |  |
| 第 3   | 第 1 号 議案   | 令和 2 年度浜松市一般会計補正予算 (第 8 号)                     |
| 第 4   | 第 2 号 議案   | 令和 2 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)             |
| 第 5   | 第 3 号 議案   | 令和 2 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)               |
| 第 6   | 第 4 号 議案   | 令和 2 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)            |
| 第 7   | 第 5 号 議案   | 令和 2 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算 (第 2 号)             |
| 第 8   | 第 6 号 議案   | 令和 2 年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)             |
| 第 9   | 第 7 号 議案   | 令和 2 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算 (第 2 号)             |
| 第 1 0 | 第 8 号 議案   | 令和 2 年度浜松市育英事業特別会計補正予算 (第 1 号)                 |
| 第 1 1 | 第 9 号 議案   | 令和 2 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算 (第 1 号)            |
| 第 1 2 | 第 1 0 号 議案 | 令和 2 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)                |
| 第 1 3 | 第 1 1 号 議案 | 令和 2 年度浜松市公債管理特別会計補正予算 (第 1 号)                 |
| 第 1 4 | 第 1 2 号 議案 | 令和 2 年度浜松市病院事業会計補正予算 (第 5 号)                   |
| 第 1 5 | 第 1 3 号 議案 | 令和 2 年度浜松市水道事業会計補正予算 (第 2 号)                   |
| 第 1 6 | 第 1 4 号 議案 | 令和 2 年度浜松市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)                  |
| 第 1 7 | 第 1 5 号 議案 | 浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例の廃止について                    |
| 第 1 8 | 第 1 6 号 議案 | 浜松市営住宅条例の一部改正について                              |
| 第 1 9 | 第 1 7 号 議案 | 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                  |
| 第 2 0 | 第 1 8 号 議案 | あらたに生じた土地の確認について                               |
| 第 2 1 | 第 1 9 号 議案 | 字の区域の変更について                                    |
| 第 2 2 | 第 2 0 号 議案 | 工事請負契約締結について<br>(浜松市福祉交流センター大規模改修工事 (建築工事) )   |
| 第 2 3 | 第 2 1 号 議案 | 工事請負契約締結について<br>(浜松市福祉交流センター大規模改修工事 (機械設備工事) ) |
| 第 2 4 | 第 2 2 号 議案 | 財産の交換について<br>(南区倉松町道路用地)                       |
| 第 2 5 | 第 2 3 号 議案 | 市有財産処分について<br>(第三都田地区工場用地 1 0 区画、1 2 区画)       |
| 第 2 6 | 第 2 4 号 議案 | 市道路線認定について                                     |
| 第 2 7 | 第 2 5 号 議案 | 市道路線廃止について                                     |
| 第 2 8 | 第 2 6 号 議案 | 市道路線変更について                                     |
| 第 2 9 | 第 4 6 号 議案 | 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                    |
| 第 3 0 | 第 6 3 号 議案 | 令和 2 年度浜松市一般会計補正予算 (第 9 号)                     |

# 議 事 の 順 序 (第 1 日)

令和 3 年 2 月 1 9 日 (金) 午前 1 0 時開会

1 開 会 の 宣 告

2 開 議 の 宣 告

3 諸 般 の 報 告.....  
    ┌ 監報第 1・2 号 定期監査等、例月出納検査結果報告  
    └ 報 第 1 号 専決処分の報告 (法第 180 条関係)

4 会 議 録 署 名 議 員 指 名

5 会 期 の 決 定

6 議 案 上 程.....  
    ┌ 自 日 程 第 3 第 1 号 議 案  
    └ 至 日 程 第 3 0 第 6 3 号 議 案

28 件

(1) 説 明

(休 憩) 議案説明会開催

(2) 質 疑

(3) 委 員 会 付 託

7 散 会 の 宣 告

# 令和3年第1回浜松市議会定例会議案付託件目表

(令和2年度関係)

## 総務委員会

第1号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算(第8号)

第1条(歳入歳出予算の補正)中

第1項

第2項中

歳入予算中

第1款 市税

第2款 地方譲与税

第3款 利子割交付金

第5款 株式等譲渡所得割交付金

第7款 法人事業税交付金

第8款 地方消費税交付金

第11款 軽油引取税交付金

第12款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

第15款 交通安全対策特別交付金

第17款 使用料及び手数料中

第1項 使用料中

第1目 総務使用料中

地域情報センター使用料

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第2目 総務費国庫補助金中

防災・安全社会資本整備交付金

外国人受入環境整備交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

第9目 消防費国庫補助金

[消防団設備整備費補助金]を除く

第19款 県支出金中

第2項 県補助金中

第6目 土木費県補助金中

地震・津波対策促進費交付金

第7目 消防費県補助金中

地震・津波対策等減災交付金(防災)

第3項 委託金中

第1目 総務費委託金

第7目 権限移譲事務交付金

第20款 財産収入中

第1項 財産運用収入中

第1目 財産貸付収入

第3目 基金運用収入中

財政調整基金運用収入

減債基金運用収入

資産管理基金運用収入







# 厚生保健委員会

第 1 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第8号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第16款 分担金及び負担金中

第2項 負担金中

第1目 民生費負担金

第17款 使用料及び手数料中

第1項 使用料中

第3目 衛生使用料中

夜間救急室使用料

天竜休日救急診療所使用料

第2項 手数料中

第3目 衛生手数料中

動物取扱責任者研修手数料

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金

〔第5目 教育費国庫負担金中  
義務教育費国庫負担金  
第6目 災害復旧費国庫負担金〕を除く

第2項 国庫補助金中

第2目 総務費国庫補助金中

生活保護運営対策事業費等補助金

第3目 民生費国庫補助金

第4目 衛生費国庫補助金

〔廃棄物処理施設整備事業費補助金  
浄化槽設置事業費補助金  
生物多様性保全推進交付金〕を除く

第10目 教育費国庫補助金中

子ども・子育て支援交付金（幼児教育）

教育支援体制整備事業費交付金

幼児教育・保育無償化推進事業費補助金

第3項 委託金中

第3目 衛生費委託金

第19款 県支出金中

第1項 県負担金中

第1目 民生費県負担金

第5目 教育費県負担金中

施設等利用費負担金

第2項 県補助金中

第2目 民生費県補助金

第3目 衛生費県補助金中

地域自殺対策強化事業費補助金

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

第8目 教育費県補助金中

子ども・子育て支援交付金

- 第3項 委託金中
  - 第2目 民生費委託金
- 第20款 財産収入中
  - 第1項 財産運用収入中
    - 第3目 基金運用収入中
      - 友愛の福祉基金運用収入
      - 交通遺児等福祉事業等基金運用収入
- 第22款 繰入金中
  - 第1項 基金繰入金中
    - 第13目 友愛の福祉基金繰入金
    - 第14目 交通遺児等福祉事業等基金繰入金
    - 第15目 医療振興基金繰入金
  - 第2項 特別会計繰入金
- 第24款 諸収入中
  - 第3項 貸付金元利収入中
    - 第2目 看護師等修学資金貸付金元利収入
  - 第6項 雑入中
    - 第5目 民生費雑入
- 第25款 市債中
  - 第1項 市債中
    - 第2目 民生債
- 歳出予算中
  - 第3款 民生費
  - 第4款 衛生費中
    - 第1項 保健衛生費
      - 〔第4目 斎場費〕
      - 〔第5目 墓園費〕を除く
    - 第2項 保健所費
    - 第4項 環境費中
      - 第4目 環境監視費
    - 第7項 公営企業会計支出金中
      - 第1目 病院会計支出金
  - 第10款 教育費中
    - 第5項 幼稚園費
- 第2条 (繰越明許費) 中
  - 第3款 民生費
  - 第4款 衛生費中
    - 第1項 保健衛生費中
      - 妊産婦乳幼児健康診査事業
      - 母子医療費等支援事業 (不妊治療費等支援事業)
      - 新型コロナウイルスワクチン接種事業
  - 第10款 教育費中
    - 第5項 幼稚園費
- 第3条 (債務負担行為の補正) 中
  - 第1項中
    - 市立保育園遠足バス賃借料
    - 大気測定機器保守点検業務委託費

- 第 2 号議案 令和2年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 3 号議案 令和2年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 4 号議案 令和2年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 12 号議案 令和2年度浜松市病院事業会計補正予算（第5号）
- 第 20 号議案 工事請負契約締結について（浜松市福祉交流センター大規模改修工事（建築工事））
- 第 21 号議案 工事請負契約締結について（浜松市福祉交流センター大規模改修工事（機械設備工事））

## 環境経済委員会

第 1 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第8号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第17款 使用料及び手数料中

第2項 手数料中

第3目 衛生手数料中

一般廃棄物処理手数料

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第4目 衛生費国庫補助金中

廃棄物処理施設整備事業費補助金

生物多様性保全推進交付金

第5目 労働費国庫補助金

第6目 農林水産業費国庫補助金

第7目 商工費国庫補助金

第19款 県支出金中

第2項 県補助金中

第3目 衛生費県補助金中

消費者行政強化促進事業費補助金

海岸漂着物等対策事業費補助金

第4目 農林水産業費県補助金

第5目 商工費県補助金

第3項 委託金中

第4目 農林水産業費委託金

第20款 財産収入中

第1項 財産運用収入中

第3目 基金運用収入中

一般廃棄物処理施設整備事業基金運用収入

ふるさと・水と土基金運用収入

森林環境基金運用収入

商工業振興施設整備基金運用収入

新エネルギー等活用推進基金運用収入

観光施設整備基金運用収入

第21款 寄附金中

第1項 寄附金中

第4目 商工費寄附金

第22款 繰入金中

第1項 基金繰入金中

第19目 商工業振興施設整備基金繰入金

第20目 新エネルギー等活用推進基金繰入金

第24款 諸収入中

第4項 受託事業収入

第5項 収益事業収入

第6項 雑入中

第6目 衛生費雑入

- 第9目 商工費雑入
- 第25款 市債中
  - 第1項 市債中
    - 第3目 衛生債中
      - 廃棄物処理施設整備事業債
    - 第4目 農林水産業債
    - 第7目 災害復旧債中
      - 農林水産施設災害復旧債

歳出予算中

- 第4款 衛生費中
  - 第3項 清掃費
    - [第7目 浄化槽普及費]を除く
  - 第4項 環境費
    - [第4目 環境監視費]を除く
  - 第6項 と畜場・市場費
- 第5款 労働費
- 第6款 農林水産業費
  - [第6項 農業集落排水費]を除く
- 第7款 商工費
- 第11款 災害復旧費中
  - 第1項 災害復旧費中
    - 第2目 農地・農業用施設災害復旧費

第2条(繰越明許費)中

- 第4款 衛生費中
  - 第3項 清掃費
  - 第6款 農林水産業費
  - 第7款 商工費
  - 第11款 災害復旧費中
    - 第1項 災害復旧費中
      - 農地・農業用施設災害復旧事業(単独事業)

第3条(債務負担行為の補正)中

第1項中

- 南清掃事業所清掃事業用薬品購入経費
- 平和破碎処理センター回転式破碎机等整備工事費
- 未来を拓く農林漁業育成事業費補助金
- 農業バイオセンター運営業務委託費

第2項中

- 浜松土地改良区が県営水利施設整備事業等に対して負担する地元負担金の助成(令和2年度設定分)
- 浜松市西南部土地改良区が県営農村地域防災減災事業等に対して負担する地元負担金の助成(令和2年度設定分)
- 都田上土地改良区が県営土地改良事業に対して負担する地元負担金の助成(令和2年度設定分)

第 5 号議案 令和2年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号)

第 7 号議案 令和2年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)

第 9 号議案 令和2年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）

第 15 号議案 浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例の廃止について

第 23 号議案 市有財産処分について（第三都田地区工場用地10区画、12区画）

第 63 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第9号）

## 建設消防委員会

第 1 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第8号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第16款 分担金及び負担金中

第2項 負担金中

第4目 土木費負担金

第17款 使用料及び手数料中

第1項 使用料中

第7目 土木使用料

第2項 手数料中

第6目 土木手数料

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金中

第6目 災害復旧費国庫負担金

第2項 国庫補助金中

第4目 衛生費国庫補助金中

浄化槽設置事業費補助金

第8目 土木費国庫補助金

第9目 消防費国庫補助金中

消防団設備整備費補助金

第19款 県支出金中

第1項 県負担金中

第3目 土木費県負担金

第2項 県補助金中

第6目 土木費県補助金中

木造住宅耐震補強助成事業費補助金

広域河川改修事業費補助金

第7目 消防費県補助金中

地震・津波対策等減災交付金（消防）

第20款 財産収入中

第1項 財産運用収入中

第3目 基金運用収入中

天竜浜名湖鉄道経営助成基金運用収入

動物園施設整備基金運用収入

第22款 繰入金中

第1項 基金繰入金中

第21目 花と緑の基金繰入金

第24款 諸収入中

第3項 貸付金元利収入中

第6目 保留床取得資金貸付金元金収入

第6項 雑入中

第10目 土木費雑入中

地域公共交通確保維持改善事業費補助金過年度収入

命名権収入

第11目 消防費雑入

第25款 市債中

第1項 市債中

第3目 衛生債中

浄化槽助成事業債

第5目 土木債中

都市計画事業債

土木施設整備事業債

第6目 消防債

第7目 災害復旧債中

土木施設災害復旧債

歳出予算中

第4款 衛生費中

第3項 清掃費中

第7目 浄化槽普及費

第7項 公営企業会計支出金中

第2目 水道会計支出金

第6款 農林水産業費中

第6項 農業集落排水費

第8款 土木費

第1項 土木管理費中

第1目 技術監理費

第3目 公共建築費

第2項 道路橋りょう費中

第3目 県債償還金負担金 を除く

第9款 消防費

[第4項 災害対策費] を除く

第11款 災害復旧費中

第1項 災害復旧費中

第3目 土木施設災害復旧費

第2条 (繰越明許費) 中

第8款 土木費

第9款 消防費中

第5項 公営企業会計支出金

第11款 災害復旧費中

第1項 災害復旧費中

土木施設災害復旧事業 (単独事業)

第3条 (債務負担行為の補正) 中

第1項中

交通安全施設修繕業務委託費

県道細江浜北線雷神橋橋りょう下部等整備工事費

国道152号 (水窪町奥領家・佐久間町大井区間) 道路改良工事費

国道473号 (川合・大井区間) 道路改良工事費

国道152号 (浜北・天竜バイパス) 道路改良工事費

国道152号 (池島・大原区間) 道路改良工事費

JR浜松駅前広場等清掃業務委託費

アクト通り・アクアモール維持管理業務委託費

JR舞阪駅他2駅南北自由通路維持管理業務委託費

道路情報システム設備保守点検業務委託費



街路樹管理等業務委託費  
道路・河川排水路維持修繕業務委託費  
自転車等放置防止指導業務委託費  
自転車等保管所管理業務委託費  
公園巡視機動業務委託費  
公園緑地帯維持管理業務委託費  
動物園汚水処理施設維持管理業務委託費  
動物園飼料供給等業務委託費  
迷い犬猫等の保護・運搬業務委託費  
消防局・中消防署合同庁舎設備運転業務委託費  
第2項中  
国庫補助系統バス運行業務委託費

- 第 6 号議案 令和2年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 10 号議案 令和2年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 13 号議案 令和2年度浜松市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 14 号議案 令和2年度浜松市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 16 号議案 浜松市営住宅条例の一部改正について
- 第 22 号議案 財産の交換について（南区倉松町道路用地）
- 第 24 号議案 市道路線認定について
- 第 25 号議案 市道路線廃止について
- 第 26 号議案 市道路線変更について

# 市民文教委員会

第 1 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第8号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第16款 分担金及び負担金中

第2項 負担金中

第5目 教育費負担金

第17款 使用料及び手数料中

第1項 使用料中

第1目 総務使用料

〔地域情報センター使用料〕を除く

第3目 衛生使用料中

斎場使用料

墓地使用料

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金中

第5目 教育費国庫負担金中

義務教育費国庫負担金

第2項 国庫補助金中

第2目 総務費国庫補助金

〔防災・安全社会資本整備交付金

外国人受入環境整備交付金

生活保護運営対策事業費等補助金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金〕を除く

第10目 教育費国庫補助金

〔子ども・子育て支援交付金（幼児教育）

教育支援体制整備事業費交付金

幼児教育・保育無償化推進事業費補助金〕を除く

第3項 委託金

〔第3目 衛生費委託金〕を除く

第19款 県支出金中

第1項 県負担金中

第5目 教育費県負担金中

高等学校就学支援金事務費負担金

第6目 災害復旧費県負担金

第2項 県補助金中

第1目 総務費県補助金

第8目 教育費県補助金中

放課後児童健全育成事業費補助金

社会福祉施設等施設整備費補助金

第20款 財産収入中

第1項 財産運用収入中

第3目 基金運用収入中

市民協働推進基金運用収入

過疎地域自立促進事業基金運用収入

地域振興等基金運用収入

- ふるさと北遠振興基金運用収入
- 教育文化奨励基金運用収入
- 文化振興基金運用収入
- スポーツ施設整備基金運用収入
- 社会教育振興基金運用収入
- 国際児童年記念児童文庫基金運用収入
- 美術館資料購入基金運用収入
- 第21款 寄附金中
  - 第1項 寄附金中
    - 第8目 衛生費寄附金
- 第22款 繰入金中
  - 第1項 基金繰入金中
    - 第3目 資産管理基金繰入金
    - 第5目 過疎地域自立促進事業基金繰入金
    - 第6目 地域振興等基金繰入金
    - 第7目 教育文化奨励基金繰入金
    - 第9目 スポーツ施設整備基金繰入金
- 第24款 諸収入中
  - 第6項 雑入中
    - 第2目 違約金及び延納利息
    - 第3目 弁償金
    - 第4目 総務費雑入中
      - 収入印紙売りさばき事務受入金
      - 収入印紙売りさばき収入
      - 美術館特別展等事業収入
      - 日本スポーツ振興センター助成金
      - 芸術文化振興基金助成金
      - 保険金収入
    - 第12目 教育費雑入
- 第25款 市債中
  - 第1項 市債中
    - 第1目 総務債
      - 〔社会情報基盤整備充実事業債〕を除く
    - 第3目 衛生債中
      - 斎場施設整備事業債
    - 第7目 災害復旧債中
      - 文教施設災害復旧債
    - 第9目 教育債
- 歳出予算中
  - 第2款 総務費中
    - 第1項 総務管理費中
      - 第13目 UD・男女共同参画費
      - 第16目 市民協働推進費
      - 第17目 中山間地域振興費
      - 第18目 市民生活費
      - 第20目 市民サービスセンター費
      - 第21目 旅券窓口費
    - 第2項 中区役所費

- 第3項 東区役所費
- 第4項 西区役所費
- 第5項 南区役所費
- 第6項 北区役所費
- 第7項 浜北区役所費
- 第8項 天竜区役所費
- 第9項 文化振興費
- 第10項 スポーツ振興費
- 第11項 生涯学習費
- 第13項 戸籍住民基本台帳費
- 第4款 衛生費中
  - 第1項 保健衛生費中
    - 第4目 斎場費
    - 第5目 墓園費
- 第10款 教育費
  - [第5項 幼稚園費] を除く
- 第11款 災害復旧費中
  - 第1項 災害復旧費中
    - 第4目 文教施設災害復旧費
- 第2条 (繰越明許費) 中
  - 第2款 総務費中
    - 第10項 スポーツ振興費
    - 第13項 戸籍住民基本台帳費
  - 第4款 衛生費中
    - 第1項 保健衛生費中
      - 墓園等整備・管理事業 (墓園等管理事業)
  - 第10款 教育費
    - [第5項 幼稚園費] を除く
- 第3条 (債務負担行為の補正) 中
  - 第1項中
    - 南区役所庁舎総合管理業務委託費
    - 行政連絡文書配達業務委託費 (北区・浜北区)
    - 図書館間図書等運搬業務委託費
    - 教育関係施設等文書連絡業務委託費
    - 教育関係施設可燃ごみ収集運搬業務委託費
    - 土曜日開設放課後児童会運営業務委託費
    - 葵が丘小学校他3施設放課後児童会施設整備事業費
    - プリンタ用消耗品購入経費
    - 幼稚園及び小中学校産業廃棄物収集運搬・再生処分業務委託費
    - 小中学校空調設備維持管理業務委託費 (令和2年度設定分)
    - 中学校授業用教材購入経費
  - 第2項中
    - 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ブラジル選手団事前合宿受入事業費
    - 外国語指導助手派遣業務委託費



## 追加提案が見込まれるもの

### (1) 補正予算

- ・令和2年度 浜松市一般会計補正予算（第10号）  
繰越明許費に係るもの

### (2) その他

- ・浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更
- ・市有財産の無償譲渡（万斛庄屋公園建屋）

持続的な汚水処理システム構築に関して国の支援を求める意見書（案）

汚水処理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、10年程度で汚水処理の概成を目指すため、平成26年1月30日「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県に対し、人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、さらに時間軸を考慮した汚水処理手法の徹底的な見直しを要請し、各自治体において取組を進めている。

本市は、平成28年度から令和7年度までの浜松市汚水処理10年プランを策定し、汚水処理の概成を目指しているが、様々な課題を抱えている。中山間地を含む1558平方キロメートルの面積を有する本市においては、下水道のさらなる延伸は困難である。汚水処理の現状は、令和元年度末時点で、下水道整備区域外においては汲み取り便槽利用5276基、単独浄化槽1万7814基、下水道整備済区域においても下水道未接続は1万2104戸に上ることから、今後さらなる投資が必要である。

さらに、コロナ禍において地方公共団体の財政状況の悪化は避けられず、単独の予算では十分な投資を行うことができない。また市民にとってもコロナ禍による収入減は、費用負担を伴う合併処理浄化槽への設置替えや下水道接続を躊躇する原因となりかねない。

よって、国においては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、持続的な汚水処理システム構築におけるさらなる支援を下記のとおり強く要望する。

記

- 1 下水道法第10条により義務化されている下水道接続について、国の責任のもと広く国民に周知すること。
- 2 個人設置型合併処理浄化槽の設置に対する交付金の算定根拠となっている、標準設置工事費に占める公費負担割合を現行の40%から引き上げるなど、浄化槽に係る交付金制度を見直すこと。
- 3 汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に要する宅内配管工事費に係る交付金制度を追加すること。
- 4 浄化槽法により規定されている年1回以上の清掃要件を、利用の実績に応じたものにするなど、利用者の負担軽減が図られるよう見直すこと。
- 5 下水道利用者と合併処理浄化槽利用者の間で、負担金額に差が生じていることから、合併処理浄化槽維持管理費に係る交付金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策を講じる地方公共団体へのさらなる財政支援を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大はいまだ収束することなく、国は2度目の緊急事態宣言を発出したところである。

この1年間、業績悪化のため、解雇や雇い止めなど雇用状況が厳しくなり、有効求人倍率も低下した。そして、生活困窮、健康問題及び家族環境の変容など、新型コロナウイルス感染症に起因した自殺者が増加している。厚生労働省発表の月別自殺者数の推移を見ると、昨年11月の全国の自殺者は、対前年同月比13.6%の増となり、自殺者増加率が前年同月を上回るのは、昨年7月以降5か月連続となった。中でも、女性の自殺者増加率に関しては、昨年6月から対前年比で増加に転じ、昨年10月には対前年同月比88.6%増と、増加が顕著となっている。

本市では、国における平成28年4月の自殺対策基本法の改正、翌年の自殺総合対策大綱の閣議決定を踏まえ、浜松市自殺対策推進計画を策定し、浜松市自殺対策地域連携プロジェクト「絆プロジェクト」の充実、またゲートキーパーの養成により、より多くの関係者によるセーフティネットの強化を図っているところである。

こうした状況の中、国は令和2年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」により、相談体制の拡充や相談員等の養成及び質の確保を支援するとしているが、依然として新型コロナウイルス感染症の終息について先が見えない中、今後その影響による自殺者の大幅な増加が懸念される。よって、国においては、地方公共団体の自殺防止対策に対し、下記の事項についてさらに幅広く継続的な措置を行うよう強く要望する。

## 記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で対面相談が制限される中、電話やLINE等のSNSの積極的活用と併せ、安全・安心な対面相談体制を拡充することに対して財政支援すること。
- 2 ゲートキーパーの養成及び相談支援員確保の取組を強化することに対して財政支援すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、子育て不安、DV被害に対する相談体制を強化することに対して財政支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。



マイナンバー制度における窓口対応等の改善を求める意見書（案）

政府は昨年12月、行政デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定し、マイナンバー制度と国・地方のデジタル基盤改善に関する工程表をまとめた。

マイナンバーカードが令和4年度末までにほぼ全住民に行き渡ることを目標にしており、預貯金口座とのひもづけ、健康保険証や運転免許証との一体化、自治体ごとに整備されている業務システムの令和7年度末までの統一を目指すとしている。

平成28年に始まったマイナンバーカードの交付率は、令和3年1月1日時点で全国では24.2%（約3077万枚）、政令指定都市平均では25.7%（約708万枚）、本市においては21.7%（約17.4万枚）と依然として低調である。これは、マイナンバーカードにひもづけられた個人情報の漏洩や取扱いに対する漠然とした不安が払拭できていないことに由来するが、この状況が各自治体におけるカード活用サービスの構築に対する足かせとなっている。

そうした中、本市はもとより、市区町村のマイナンバー対応窓口は、現在、マイナンバーカードの交付業務のほか、5年ごとの電子証明書の更新、最大5000円を還元する「マイナポイント」を得るのに必要なマイキーIDの設定が加わり、コロナ禍の中多くの市民が来庁し大変混雑している。

政府はカードの未取得者約8000万人に、QRコードつきの交付申請書の発送を開始し、オンライン申請や証明写真機からの申請もできるようにしたが、交付や各種申請時など依然として多くの窓口での必要な手続が残されている。

また、平成28年の制度開始から5年が経過し、窓口においては初回の更新手続が増加しているが、設定時のパスワードを忘れていた市民も多いことから、その対応に多大な時間を要しており、混雑に拍車をかけている状況である。

よって、国においては、マイナンバーカードの更新等手続のオンライン申請化や現在検討されている指紋や顔認証などを活用したスマートフォンへのカード機能の搭載、コンビニエンスストア等の活用などを早期に実現させるとともに、主に個人情報に関する不安払拭などを推し進め、各自治体においてカードを活用したサービスを構築しやすい環境づくりも並行して実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び地方自治法第 203 条の改正を求める意見書（案）

国会議員の不祥事等が続き、国民からの信頼が失墜している。さらには検察当局に逮捕され、議員活動ができていないにもかかわらず、歳費並びに旅費、手当等が支給されており、国民感情を逆なでするような状況が続いている。また、現行の制度では、国会議員の歳費や期末手当を国庫に返納することは公職選挙法の寄附禁止の規定に抵触するため、国会議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することもできない状況である。これは国民の負託を受けて行われる選挙制度や議会制民主主義の危機につながりかねず、さらには、国民から歳費や旅費及び手当の支給停止や返還を求められるように法改正すべきとの声が上がっている。

一方、地方議会では、議員が刑事事件の容疑者として逮捕された場合、議員報酬を停止できる条例を設けた例もある。福岡県久留米市議会では、現職市議の逮捕を受け、2014 年に独自に条例を改正して、逮捕された市議の議員報酬及び期末手当の支給を停止できるようにし、無罪が確定した場合は停止分の報酬等を支払う規定を設けた。同市議会事務局は「逮捕された状態で報酬を受け取るのは市民の納得が得られないと、議員が判断した」としている。

さらに、広島県大竹市議会は 2010 年、複数の市議が病氣療養により長期欠席したことを機に、市議の報酬を減額する条例を制定した際に、逮捕などで身柄を拘束された場合にも報酬の支払いを停止する条項も設けている。国民の信頼を回復するためにも、議員自らが襟を正すべきである。本市議会においても現在、浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の改訂について議論を進めているところである。

よって、国においては、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律並びに、地方議員の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償について規定された地方自治法第 203 条を改正し、議員が逮捕等により議員活動ができない場合に議員歳費（報酬）・手当の支給停止もしくは返納を可能とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政のデジタル化推進の必要性が高まるとともに、様々な課題が浮き彫りになった。

こうした中、国は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」、「効率化の追求を目指した、デジタル化」、「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」、「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」、「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会を実現するため、デジタル化による社会構造の変革・社会全体の行動変容に重点を置いて取組を進めることとしている。

本市においても、官民連携によりデジタル・スマートシティを推進しているところであり、社会全体で徹底したデジタル化を進めることで、東京一極集中による社会資源の偏在が緩和され、地方における人材不足の解消、少子高齢化対策、地方経済の活性化等、地方創生のさらなる進展も予想されるなど、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務づけられている手続について、可能な限り簡易にオンラインで実施できる仕組みを構築すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて、導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後、制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方自治体の負担とならないよう十分な財政措置を講ずること。
- 5 地方自治体が行うデジタル社会を支える人材を育成するための取組に対し、人的な面も含めた支援の強化措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2050年二酸化炭素実質排出ゼロに向け  
地方公共団体への予算措置を求める意見書（案）

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされている。

こうした法制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

しかし、現実的に産業・運輸・家庭部門など様々な場面において多量の二酸化炭素が排出され、森林吸収量においても、例えば、森林面積が市域の6割以上を占める浜松市でさえも総排出量の10分の1程度であり、二酸化炭素の排出を軽減・削減し、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロを実現することは、至難の業といっても過言ではない。

特に、運輸部門では、次世代自動車の普及といっても、そのエネルギー源となる電気エネルギー生産の際に二酸化炭素を発生させるという矛盾もはらんでおり、先行きが不透明である。

しかし、将来に禍根を残さないために、何としても2050年二酸化炭素排出実質ゼロは実現しなければならない。

そのためにも、例えば、自転車道の整備や、公共交通網のさらなる整備、カーシェアリングの促進等による自家用車保有の見直しなど、地方公共団体だけで改善するには限界がある事業に対しては国による積極的な支援が必要である。

よって、国においては、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた地方公共団体への支援を目的とする予算措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

生活保護制度の改善を求める意見書（案）

憲法第 25 条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、国はこの権利を保障する義務がある。

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、生活困窮者への支援は喫緊の課題であるが、当事者からは、生活保護申請に当たって「利用することに心理的なハードルが高い」「家族に知られたくない」等の意見が寄せられている。

厚生労働省ではホームページに「生活保護は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。ためらわずにご相談ください。」と記載し、厚生労働大臣も記者会見で申請を呼びかけているが、まず生活保護申請に伴う手続上の課題を解決し、必要とする誰もが生活保護制度を利用できるようにしなければならない。

よって、国においては、地方自治体の生活保護手続において下記の事項が実現するよう早急に検討し、生活保護の利用を阻む障壁を取り除くことを強く要望する。

記

- 1 扶養照会の対象は明らかに扶養能力があると認められる者に限定し、保護申請者の承諾を得て行うこと。
- 2 自治体の窓口では相談者に対して丁寧に対応し、申請者の生い立ち等不必要なことを執拗に聞くなどの対応を改めること。
- 3 生活困窮者の生活保護を申請する権利を尊重し、自治体の窓口で追い返す「水際作戦」をなくすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

公立・公的病院の再編・統合に関する意見書（案）

厚生労働省は 2019 年 9 月、全国の公立・公的病院のうち 424 病院について、「再編・統合の議論が特に必要な医療機関」として病院名を公表し、都道府県に地域医療構想調整会議において議論を進めるように求めた。

人口減少が進む地方において、公立・公的病院は救急医療をはじめとする不採算部門や高度医療を担い、地域医療を支えることで、地域住民が安心して暮らしていくために欠かせない役割を果たしている。

また、昨年 2 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公立・公的病院は感染症患者の診察や治療、入院受入れ等の重要な役割を担い、その必要性は一層拡大している一方で、医療機関全般における病床不足の問題が深刻化していることから、再編・統合の検討を行う状況ではなく、今こそ、その役割を再確認すべきである。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症拡大などを踏まえ、下記の事項について格段の配慮をするよう強く要望する。

記

- 1 公立・公的病院の一方的な再編・統合を求めないこと。
- 2 地域医療を守るため、公立・公的病院の維持・存続を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 新型コロナウイルス感染等に伴う議会对応の検討について

### 1 目的

現下における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、今後、浜松市議会議員及び議会事務局職員が感染した場合に備えて、議会運営の方策等を検討するもの。

### 2 対象

令和3年2月定例会

※1) 内定している会期は、2月19日（金）から3月24日（水）までの34日間

### 3 議会日程等の変更に備える期間

本日から3月31日（水）まで

※2) 1/12付、議長から議員及び会派職員、議会事務局職員あて注意喚起（裏面）

### 4 検討案等

別添資料のとおり

#### 《ポイント》

- ・議員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触者となり、議会等が開くことができなくなる場合を想定（目安は全議員の2分の1以上）
- ・入院及び療養などによる経過観察期間を14日間と想定
- ・感染等が判明する時点を6つのフェーズに区分し、7つの参考例を提示

※3) 参考例はあくまでもイメージ、日程は「仮」のものである。

参 考

令和3年1月12日

議 員 各 位  
会 派 職 員 各 位  
議 会 事 務 局 職 員 各 位

浜松市議会議長 鈴木 育男

会派控室における新型コロナウイルスに対する感染予防策の徹底について

各議員におかれましては、日頃から、新型コロナウイルスに対する感染予防につきましては、十分御注意いただいていることと存じます。

そのような中、感染拡大に伴い、1月7日には1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に対して緊急事態宣言が発出されました。

また、本市議会におきましては、令和3年度当初予算など重要案件を審議する2月定例会が控えております。

つきましては、会派控室におきましても下記事項により一層の徹底をお願いいたします。

記

- 1 マスクの着用
- 2 ソーシャルディスタンスを意識した会話
- 3 手指消毒の励行
- 4 定期的な室内の換気の徹底



# 議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の議会日程

(2月定例会)

## 1 大前提

- ① 感染が確認された時点で日程調整が必要
- ② 2年度関係の補正予算・条例等の議案 … 感染日にかかわらず、日程の確保が可能であることから、委員会審査及び本会議での採決は実施可能。
- ③ 3年度関係の当初予算・条例等の議案…感染日により対応が異なる。
- ④ 代表・一般質問 … 感染日により対応が異なる。(全部実施、代表のみ実施、全部取りやめ)
- ⑤ 当初予算は3月31日までに議決が必要だが、感染日により議決できない場合がある。
- ⑥ 3月13日以降に感染が確認された場合は、会期延長ができないため、審議未了・廃案。

## 2 考慮すべき事柄

- ① 代表・一般質問
  - ・準備状況(通告書の作成、当局との調整など)
  - ・質問機会の消滅
  - ・議案審査の優先
  - ・臨時会では実施不可(行政実例(昭32.12.23))
- ② 3年度関係の当初予算・条例等の議案
  - ・会期の延長

## 1 招集告示後～定例会初日前 (2/13～2/18)

- ① 定例会は流会となり、改めて臨時会を招集
- ② 招集告示日を含め臨時会の全日程を再調整

## 2 定例会初日後～2年度関係議案の委員会審査終了前 (2/20・21/別紙Ⅱ)

- ① 会期中に議案審査の委員会開催及び本会議での採決は可能。
- ② 会期延長したとしても代表・一般質問及び3年度関係議案審査の委員会を全て実施することは不可能。
- ③ 代表・一般質問を実施せず、3年度関係議案審査の委員会のみ実施する場合は、会期延長は不要。

## 3 2年度関係議案の委員会審査終了後～採決・3年度関係議案上程前 (2/22～2/28/別紙Ⅲ・Ⅳ)

- ① 2年度関係議案審査の委員会は終わっているため、再開日に採決。
- ② 発症日によっては、会期延長すれば代表・一般質問及び3年度関係議案審査の委員会を全て実施することは可能。
- ③ 代表・一般質問を実施せず、3年度関係議案審査の委員会のみ実施する場合は、会期延長は不要。

## 4 3年度関係議案上程後～代表・一般質問前 (3/2～3/9/別紙Ⅴ・Ⅵ)

- ① 会期延長したとしても代表・一般質問及び3年度関係議案審査の委員会を全て実施することは不可能。
- ② 代表・一般質問を実施せず、3年度関係議案審査の委員会のみ実施する場合は、会期延長すれば、採決まで可能。

## 5 代表・一般質問後～3年度関係議案の委員会審査終了前 (3/13～3/15/別紙Ⅶ)

- ① 定例会最終日が感染確認日から14日が経過していないため、審議未了・廃案。
- ② 対応方法としては以下の方法がある。
  - ア 暫定予算及び年度内に議決を要する条例等を地方自治法第179条により専決処分し、新年度に入り臨時会を開催し、本予算及び残りの条例等を議決。
  - イ 年度内に臨時会を招集し、即決。
  - ウ 全ての議案を地方自治法第179条により専決処分。

## 6 3年度関係議案の委員会審査終了後 (3/17～/別紙Ⅷ)

- ① 年度末まで14日を確保できないため、審議未了・廃案。
- ② 委員会審査は終わっているため、法第179条による専決処分。

議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の議会日程について 会派検討結果

項目	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党浜松市議団	1人会派
① 代表・一般質問の是非	ア 全部実施	ア 全部実施	ア 全部実施	ア 全部実施	ア 全部実施	ア 全部実施
② 答弁の書面提出	○	×	○	○	○	×
		・議事録に残らないため				・書面では質問の意図が伝わらず、答弁に対する意見・要望や再質問ができなくなるため
③ 会期延長の是非	ア 延長も可	ア 延長も可	ア 延長も可	ア 延長も可	ア 延長も可	ア 延長も可
④ パターン5における対応	ア	イ	ア	イ (可能ならばア)	ア	ウ
⑤ パターン6における専決処分	○	○	○	○	○	○



